

陳情第145号

令和7年12月18日

川崎市議会議長 原 典之 様

横浜市

全国福祉保育労働組合 神奈川県本部  
執行委員長

介護報酬および障害福祉サービス等報酬の臨時改定にむけ国への意見書提出を求める陳情

陳情の要旨

以下の1、2、3について、政府への意見書を提出していただくよう陳情いたします。

- 1 2025年度（令和7年度）の補正予算によって、介護報酬・障害福祉サービス等報酬の臨時改定を行い、事業所で2025年度（令和7年度）のベースアップ原資が確保できるように措置すること。
- 2 報酬の基本分に含まれる人件費相当分を明らかにして、人件費以外への流用ができないように使途制限を設けること。
- 3 報酬の基本分は、最低賃金引上げ分を反映させた単価設定とすること。

陳情の理由

福祉職場の人材確保難が深刻化し、大きな社会問題となっている中、政府による抜本的な処遇改善策が求められています。厚生労働省は、2024年（令和6年）4月からの介護報酬1.59%・障害福祉サービス等報酬1.12%の引上げ、同年6月の処遇改善加算一本化と加算率引上げ等によって、2024年度（令和6年度）には2.5%、2025年度（令和7年度）には2.0%のベースアップが可能と説明してきました。

しかし、2025年度（令和7年度）に給与改定（ベースアップ）をした介護・

障害福祉の事業所は、一部にとどまっています。その要因は、経営実態調査の結果、特に収支差率によって介護報酬や障害福祉サービス等報酬の過不足が判断されることにあります。経営者が人件費を抑制して収支差率をプラスにしていることによって、報酬の必要十分な引上げはされません。また、2024年（令和6年）4月の報酬改定の引上げ水準が、2024年度（令和6年度）・2025年度（令和7年度）の2年間でのベースアップを実現させるには大きく不足していたことも要因です。

介護や障害福祉サービス等の報酬改定は3年ごとのため、毎年引き上げられる最低賃金や他産業の賃金水準に合わせた改定がされないことで、賃上げの原資が不十分になっていることも大きな問題です。このままでは、介護や障害福祉の事業所で働く労働者の全産業平均との賃金格差がさらに広がり、人材の確保・定着はできず、事業所の運営もできなくなってしまいます。

このような状況を踏まえて、介護及び障害福祉サービスに従事する労働者の人権保障、事業所での人材確保の観点から、地方自治法第99条に基づいて、政府への意見書を提出いただくよう陳情いたします。